

平成30年度労働報酬下限額について、目黒区公契約条例第7条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年8月1日

目黒区長 青木英二

1 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に定める契約に係る
平成30年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,610
2	普通作業員	2,273
3	軽作業員	1,632
4	造園工	2,340
5	法面工	2,948
6	とび工	2,970
7	石工	3,015
8	ブロック工	2,790
9	電工	2,723
10	鉄筋工	2,993
11	鉄骨工	2,790
12	塗装工	3,072
13	溶接工	3,285
14	運転手（特殊）	2,565
15	運転手（一般）	2,127
16	潜かん工	3,263
17	潜かん世話役	3,860
18	さく岩工	3,095
19	トンネル特殊工	3,195
20	トンネル作業員	2,645
21	トンネル世話役	3,555
22	橋りょう特殊工	3,263
23	橋りょう塗装工	3,387
24	橋りょう世話役	3,735
25	土木一般世話役	2,723

No.	職 種	労働報酬下限額
26	高級船員	3,218
27	普通船員	2,543
28	潜水士	4,455
29	潜水連絡員	3,072
30	潜水送気員	3,050
31	山林砂防工	2,970
32	軌道工	4,905
33	型わく工	2,825
34	大工	2,780
35	左官	3,005
36	配管工	2,442
37	はつり工	2,723
38	防水工	3,252
39	板金工	3,027
40	タイル工	2,487
41	サッシ工	2,780
42	屋根ふき工	2,780
43	内装工	3,005
44	ガラス工	2,700
45	建具工	2,645
46	ダクト工	2,385
47	保温工	2,420
48	建築ブロック工	2,565
49	設備機械工	2,453
50	交通誘導警備員A	1,598
51	交通誘導警備員B	1,385

【備考】上記の職種に当たらない次の労働者については、1,270円とする。

- (1) 見習い・手元等の労働者
- (2) 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

2 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に定める契約に係る平成30年度労働報酬下限額については、1,010円とする。